社会教育関係団体の登録について

北広島市教育委員会

(1)「社会教育関係団体」とは

北広島市教育委員会が認める「社会教育関係団体」とは、次の内容を備えられていることが必要です。（社会教育法第１０条より解説他）

①公の支配に属さないこと。
②社会教育に関する事業（活動）を主たる目的としていること。
〇特定の政党等を支持する政治活動をしていないこと。
〇宗教活動をしていないこと。
〇もっぱら営利活動をしていないこと。
〇活動が特定の利益につながるものではなく、広く地域や市民に還元される公益性が認められること。
③団体としての体制が整っていること。
〇６名以上の会員がいること。（会員の過半数が市民であること）
※なぜ６名･･･ ：団体の体裁を取る上で最低の役員（会長１名、副会長１名、事務局１名）と、同数以上の一般会員がいること。
〇代表者、事務担当者（事務局）、監査が決まっていること。
〇会則があり、予算や年間の活動計画が整っていること。
〇年間を通した活動を行っていること。（<u>１年以上の活動実績が必要</u>）
〇学習（活動）する人が主体的に活動する自主運営であること。

(2)「社会教育関係団体」に登録し認定されると…

認定を受けた団体は、次のような内容が受けられます。
※但し、団体に対し統制や命令をするものではありません。

①北広島市教育委員会の公認の団体として認められます。
②情報などの支援が受けやすくなり、関係機関との連携がとりやすくなります。
③市内の下記施設の使用料が減免（半額）になります。（認定書をお持ち下さい）
中央公民館、芸術文化ホール、中央会館、総合体育館、福祉センター、シルバー活動センター、東記念館、ひまわり会館、新生会館、団地住民センター及びファミリーホール、広葉交流センター、大曲会館、ふれあい学習センター、大曲ふれあいプラザ、大曲ファミリー体育館、西の里会館、西の里ファミリー体育館、西の里公民館、輪厚農民研修センター、輪厚児童体育館、輪厚児童センター、住民プール、緑葉公園野球場及びテニスコート（※個人利用の場合は減免の対象にはなりません）

(3)認定期間や変更など

認定は永久ではありませんし、届出事項に変更があったときは変更届が必要です。

①どこで受付けてくれるの？
　〇教育委員会の社会教育課になります。
②１回の登録の最長期間は３年間です。
　〇３年に１度全団体一斉に登録の更新を行っています。このことから、新規登録から３年が経過しない場合でも登録の更新をお願いしています。
③更新するときは
　〇更新時期が近づいたら教育委員会より書類をお届けします。
④申請時の内容に変更が出たときは
　〇速やかに「別記第３号様式」に変更箇所のみを記入し提出してください。変更の届出が無い場合、連絡等ができなくなる場合がありますのでご注意ください。
⑤登録の取り消し
　〇認定書を持参のうえ教育委員会社会教育課までおこしください。

(4)「社会教育関係団体」の登録について

登録をするためには次の書類が必要です。

①社会教育関係団体登録申請書（別記第１号様式）
②会員名簿及び役員名簿（総会資料可又は、例参照）
③規約又は会則（総会資料可又は、例参照）
④申請年度、前年度の事業報告書又は活動実績書（総会資料可又は、例参照）
⑤申請年度、前年度の収支決算書（総会資料可又は、例参照）
⑥申請年度の事業計画書（総会資料可又は、例参照）
⑦申請年度の収支予算書（総会資料可又は、例参照）
⑧社会教育関係団体調査書

※①と⑧は様式として添付されています。
※②～⑦については総会資料をもって充てることができます。

北広島市社会教育関係団体登録に関する規則

平成１０年２月１６日
教委規則第１号

（目的）

第１条　この規則は、社会教育法（昭和24年法律第２０７号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「関係団体」という。）について教育委員会（以下「教育委員会」という。）が登録を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（要件）

第２条　この規則により登録を受けようとする団体は、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

⑴　年間を通じて社会教育に関する事業を継続的に行うことを主たる目的とする団体であること。

⑵　会則、規約又はこれに類するもの（以下単に「規約」という。）を有し、自ら経理及び監査を行う機能を有すること。

⑶　代表者が定められ、組織又は機関が確立し、本拠としての事務局又は連絡所を有すること。

⑷　構成員の過半数が市内在住者又は市内に通勤若しくは通学している者であること。

⑸　政治活動及び宗教活動並びにもっぱら営利活動を目的としない団体であること。

⑹　その他教育長が特に必要と認める事項

（登録手続）

第３条　関係団体として登録を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、社会教育関係団体登録申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

⑴　会員名簿及び役員名簿

⑵　規約

⑶　事業計画書

⑷　収支予算書

⑸　事業報告書又は活動実績書

⑹　収支決算書

⑺　社会教育関係団体調査書

２　前項ただし書に該当する申請者は、次条の規定に基づいて登録されたときは、教育委員会の定める期限までに教育委員会が定める書類を提出しなければならない。

（登録）

第４条　教育委員会は、前条の規定により提出された申請書及び添付書類を審査し、支障がないと認めたときは、当該申請者を関係団体として登録し、申請者に対

し社会教育関係団体登録認定書（別記第２号様式。以下「認定書」という。）により通知するものとする。

（登録事項の変更）

第５条　関係団体は、その登録事項の内容に変更を生じたときは、速やかに社会教育関係団体登録記載事項変更届（別記第３号様式）により教育委員会に報告しなければならない。

（登録有効期間）

第６条　関係団体の登録有効期間は、登録の日から起算して３年を経過した日の属する年度の５月31日までとする。

　ただし、教育委員会が特に認めるときは、登録有効期間を短縮することができる。

（登録の更新）

第７条　登録の更新を受けようとする関係団体は、教育委員会が定める期間に、社会教育関係団体登録更新申請書（別記第４号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

⑴　認定書

⑵　第３条各号に掲げる書類のうち、教育委員会が必要と認めるもの

（登録の取消し）

第８条　教育委員会は、関係団体が次の各号の一に該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

⑴　関係団体からの申出があったとき。

⑵　第２条各号に規定する要件を具備しなくなったとき。

⑶　第３条第２項に規定する書類の提出を正当な理由がなく拒んだとき。

⑷　社会教育上好ましくない事業を行ったとき。

⑸　虚偽の申請があったとき。

⑹　その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成10年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の社会教育関係団体登録に関する規則の規定により登録を受けている社会教育関係団体は、平成10年５月31日までにこの規則の規定による登録をしなければ、同日限りでその登録を取り消されるものとする。

別記第1号様式（第3条関係）

社　会　教　育　関　係　団　体　登　録　申　請　書

記載例

令和　　年　　月　　日

北広島市教育委員会教育長　様

登録団体名　　北広倶楽部

届出者氏名　　北広　花子

社会教育関係団体の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1　団　体　名	（ふりがな）　きたひろくらぶ 北広倶楽部
2　代　表　者　氏　名	（ふりがな）　きたひろ　たろう 北広　太郎
3　代　表　者　住　所	〒(061-1192) 北広島市中央4丁目2番地1
4　代　表　者　連　絡　先	011-372-3311
5　事　務　局　氏　名	（ふりがな）　きたひろ　はなこ 北広　花子
6　事　務　局　住　所	〒(061-1123) 北広島市朝日町5丁目1番地1
7　事　務　局　連　絡　先	011-373-0101
8　会　員　・　役　員　名　簿	別添のとおり
9　会　則　又　は　規　約	〃
１０　事業計画・収支予算書	〃
１１　事業報告・収支決算書	〃
１２　そ　の　他	

※　書類番号８～１１については総会資料をもって充てることができます。
※　申請した事項に変更が生じたときは、その都度報告してください。

会員名簿及び役員名簿の例

注：全会員の名簿と代表者、事務担当者（事務局）の連絡先が記載されていること

「○○の会」名簿

役　　職	氏　　名	住　　所	電話番号	備　　考
会　　長	○　○　○　○	北広島市中央　～	011-37　～	
副　会　長	□　□　□　□	札幌市　～	011-75　～	
事務局長	◇　◇　◇　◇	北広島市栄町　～	011-37　～	会計を兼務
会　　員	▽　▽　▽　▽	北広島市朝日町　～	011-37　～	
会　　員	＊　＊　＊　＊	北広島市共栄町　～	011-37　～	監　　査
会　　員	＃　＃　＃　＃	北広島市共栄町　～	011-37　～	

規約又は会則の例

注：団体の目的や役員構成、総会、会費などが記載されていること。

「〇〇の会」会則

（名称）
第１条　　本会は、「〇〇の会」と称する。
（事務局所在地）
第２条　　本会の事務局は、事務局長宅に置く。
（目的）
第３条　　本会は、□△を通じ個々の技術の向上と会員相互の親睦を図る。
（事業）
第４条　　本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。
⑴　通常活動（毎週１回）
⑵　□△に関する研修会・交流会
⑶その他、前条の目的達成のために必要な事業
（構成）
第５条　　本会は北広島市内に在住もしくは通勤・通学をしている１８歳以上で構成する。
（役員）
第６条　　本会に、次の役員を置く。
⑴会長１名
⑵副会長１名
⑶事務局長１名
⑷監査１名
（役員の職務）
第７条　　本会の役員は次の業務を行う。
⑴会長は、本会を代表し会務を統括する。
⑵副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは業務を代行する。
⑶事務局長は、本会の事務及び会計を行う。
⑷監査は、会計監査を行い総会で報告する。
（役員の任期）
第８条　　役員の任期は１年間とする。但し、再任は妨げない。
（会議）
第９条　　本会の会議は、総会と役員会とする。
⑴総会は定期総会として、毎年４月に開催する。
⑵臨時総会及び役員会は、必要に応じて会長が召集する。
（会計）
第１０条　　本会の会計は、会費をもってこれに充てる。
会費は１人月額１，０００円とする。
また、会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

事業報告書又は活動実績書の例

注：通常の活動と大きな行事の開催結果、関係する行事への参加結果などを記載。

平成□年度
「○○の会」事業報告

１．会　　議　　総　会　　４月１５日（土）１３：００～１５：００
芸術文化ホール　活動室４

役員会　　１０月　５　日（土）１９：００～２１：００
中央公民館　和室
・前期決算

４月　８　日（土）１９：００～２１：００
事務局長宅
・総会議案書作成

２．定期活動　　毎週火曜日　１０：００～１２：００
芸術文化ホール　活動室４　他

３．研 修 会　　７月３日（日）１０：００～１５：００
管内□△サークル交流会
恵庭市民会館

９月４日（日）９：３０～１６：００
元気フェスティバル出展
北広島市総合体育館

前年度の収支決算書の例

注：会費や謝礼、会場使用料、消耗品の購入など、
収入と支出がわかるよう記載。

平成□□年度
「○○の会」収支決算書

収入の部

項　　目	予算額	決算額	増減	説　　明
繰 越 金	1,896	1,896	0	前年度繰越
会　　費	84,000	72,000	▲12,000	@1,000×6 人×12 ヶ月
雑 収 入	104	2	▲102	預金利子
合　　計	86,000	73,898	▲12,102	

支出の部

項　　目	予算額	決算額	増減	説　　明
講師謝礼	24,000	24,000	0	通常活動講師代　@2,000×12 ヶ月
消耗品費	20,000	17,932	2,068	展示用消耗品の購入
研修会費	20,000	18,000	2,000	管内交流会負担金@3,000×6 人
事務局費	15,000	10,500	4,500	事務用品の購入
通 信 費	4,000	1,600	2,400	切手代
予 備 費	3,000	1,760	1,240	事業打合せ旅費
合　　計	86,000	73,792	12,208	

（収入の部／７３，８９８）－（支出の部／７３，７９２）＝１０６
残額については次年度に繰り越す。

新年度の事業計画書の例

注：通常の活動と大きな行事の開催計画、関係する行事への参加計画などを記載。

平成□年度
「○○の会」事業計画

１．会　　議　　①総　会
　　②役員会

２．定期活動　　毎週火曜日　１０：００～１２：００
　　芸術文化ホール　活動室４　他

３．研 修 会　　管内□△サークル交流会
　　元気フェスティバル

新年度の収支予算書の例

注：会費や謝礼、会場使用料、消耗品の購入など、
収入と支出がわかるよう記載。

平成□□年度
「○○の会」収支予算書

収入の部

項　　目	予　算　額	説　　明
繰　越　金	１０６	前年度繰越
会　　費	１２０，０００	@1,000×10 人×12 ヶ月
雑　収　入	８９４	預金利子等
合　　計	１２１，０００	

支出の部

項　　目	予　算　額	説　　明
講 師 謝 礼	２４，０００	通常活動講師代　@2,000×12 ヶ月
消 耗 品 費	５０，０００	展示用消耗品の購入
研 修 会 費	３０，０００	管内交流会負担金@3,000×10 人
事 務 局 費	１５，０００	事務用品の購入
通　信　費	１，０００	切手代
予　備　費	１，０００	事業打合せ旅費
合　　計	１２１，０００	

別記第3号様式（第5条関係）

社　会　教　育　関　係　団　体　記　載　事　項　変　更　届

令和　年　　月　　日

北広島市教育委員会教育長　様

登録団体名　北広クラブ

届出者氏名　北広　次郎

社会教育関係団体の記載事項に変更がありましたので、届出します。

1　団　体　名	（ふりがな）
2　代　表　者　氏　名	（ふりがな）きたひろ　じろう 北広　次郎
3　代　表　者　住　所	〒 061-〇〇〇〇 北広島市〇〇町×丁目
4　代　表　者　連　絡　先	011-×××-△△△△
5　事　務　局　氏　名	（ふりがな）
6　事　務　局　住　所	〒
7　事　務　局　連　絡　先	
8　会　員　・　役　員　名　簿	
9　会　則　又　は　規　約	
１０　事業計画・収支予算書	
１１　事業報告・収支決算書	
１２　そ　の　他	

※　書類番号８～１１については総会資料をもって充てることができます。
※　変更が生じた個所のみ記載してください。